

リサイクルステーション

- ◇と き 7月4日(日) 午前9時～11時(時間厳守)(時間外のもの、お受け取りできません)
 - ◇と ころ **旧日本ラインシュロス駐車場**(太田橋東側)
 - ◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります
 - ◇回収品目 ①新聞 ②雑誌 ③折り込みチラシ ④ダンボール ⑤紙箱(ビニールなどがついていけば取り除く。金・銀ばくでコーティングされたものは、可燃物に出してください。また、紙類はきちんと分別してお持ちください) ⑥牛乳パック(きれいに洗い、切り開いてお持ちください。内側にアルミはくがついているものは可燃物に出してください) ⑦使用済み食用油 ⑧古着(春夏物衣料品、綿素材のもののみ回収します) ⑨アルミ缶(きれいに洗い、つぶさないでお持ちください。スチール缶、鍋類、スプレー缶などは持ち込まないでください) ⑩ペットボトル ⑪発泡スチロール・食品トレイ
- ※古着は、東南アジアへ衣料品として輸出(冬物以外)や工場のぞうきんとして利用(綿素材のもの)または、綿の材料とされているため、回収するものを限らせていただきます
- ※アルミ缶は、買い上げを行いません
- ※時間帯によっては駐車場が混雑しご迷惑をおかけします。時間に余裕をもってお越しください

10カ月前、「円とドルの為替相場の変動でもつかるシステムで、円安になればなるほどもつかる。日本は長引く不況で円安傾向はまだ続く。今が買い得。絶対に損はさせない」など何度も電話があり、少しぐらいならいいかと思いい、やってみることにしました。早速、販売員が訪れ、「最低3口はやってもらわないと困る。必ずもつかるので大丈夫」と言われ、210万円を支払いました。

ところが、その後予想に反して円高傾向が続き、追証(信用取引・生産取引で保証金・本証拠

◆相談事例

外国為替証拠金取引に注意!

窓口は…
 消費生活相談情報
 中濃地域振興局振興課
 電話 0574-25-3111
 岐阜県消費生活センター
 電話 058-265-0999



消費者へのアドバイス

- (1) 取引内容が十分理解できないときや強引(執拗)な勧誘を受けても取引を行うつもりがないときは、はっきりと断る。
- (2) 取引相手となる業者の財務や業務に関する信頼できる情報をできるだけ多く入手するなどして、取引相手として信頼できる業者かどうかを確認する。確信が持てないときは取引を差し控えるなどの注意が必要です。
- (3) 外国為替証拠金取引は外貨預金のような現物取引ではなく、委託証拠金の数十倍の額の取引です。

※消費生活で困ったことがありましたら、早急に最寄りの相談窓口にご相談ください

◆処理

本年4月1日から金融商品販売法執行例が改正され、商品先物取引業者をはじめすべての取引業者が行う外国為替証拠金取引に金融商品販売法が適用されるようになりました。

4月以降の取引については、業者からリスクなどの重要事項の説明がなかったことにより損害を被った場合には、損害賠償

の請求ができるので、早急に弁護士に相談するように伝えました。

以上から、外国為替証拠金取引を所管する省庁がなく、トラブルになった場合、金融商品販売法の対象となるものの、被った被害については個別に損害賠償請求をすることになります。

金が不足した際に差し入れる保証金・証拠金のこと()を何度も求められ総額2,150万円支払いましたが、今やめても350万円しか戻らないと言われました。また、損を取り戻すには、もっと追証を入れるようにと言われましたが、これ以上支払えないのですが、どうしたらよいでしょうか。

◆「外国為替証拠金取引」の注意点

- (1) 外国為替証拠金取引は、現在、この取引を行為として規制する法律がありません。
- (2) 民法の不法行為に関する特則を定めた金融商品販売法の対象に、外国為替証拠金取引がなかったからといって、この法律が、取扱業者に当該取引を行えることを認めただものではありません。